

蒲郡市公立学校 I C T 支援員配置業務に係る公募型プロポーザル実施要領

蒲郡市公立学校 I C T 支援員配置業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第 1 業務の目的

文部科学省の「G I G A スクール構想」の推進に伴って整備されたタブレット端末を含む I C T 機器等を学校で有効活用するために、I C T 支援員を学校に配置することにより、学校の I C T 化を円滑に進められるようにする。

第 2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市公立学校 I C T 支援員配置業務

2 業務内容

- (1) 授業支援業務
- (2) 研修の実施
- (3) I C T 活用に係る提案
- (4) I C T 機器メンテナンス
- (5) 教育委員会との連携
- (6) 学校の統廃合（新設・廃止）及び校舎の建替えに伴う業務

3 業務期間

令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで

4 契約上限金額

金 1 1 7, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 契約の方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

※ 翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する

第 3 担当部局

〒 4 4 3 - 8 6 0 1 蒲郡市旭町 1 7 番 1 号

蒲郡市教育委員会学校教育課（坂本）

電 話 0 5 3 3 - 6 6 - 1 1 6 5

ファックス 0 5 3 3 - 6 6 - 1 1 8 4

電子メール gakk@city.gamagori.lg.jp

第 4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の

すべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、「業務（大分類）：役務の提供等、営業種目（中分類）：コンピュータサービス」の入札参加資格について登録されていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 6 国税（消費税及び地方消費税を含む。）都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- 7 令和2年度以降に、元請け、下請けを問わず、国又は地方公共団体が発注するICT支援員配置に関する同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。
- 8 情報セキュリティ実施基準である「JISQ27001」「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証を取得していること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社のパンフレット等、会社の概要が分かるもの

ウ 受託実績一覧表（令和7年4月1日現在、任意様式）

（第4 資格要件の7に該当していることが分かるものを含む）

エ 情報セキュリティ実施基準である「JISQ27001」「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証を取得していることが分かるもの

(2) 提出期限

令和7年10月9日（木）午後5時必着

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

電子メールで提出した場合は、必ず担当部局に電話連絡し、到着確認をしてください。また、郵送中の事故等による到着の遅れについて、市では責任を負いません。

(5) 提出書類作成時の留意事項

提出書類の記載内容に不備がある場合は受理できません。

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月1日（水）午後5時まで

(3) 質問方法

質疑応答書（様式2）を電子メール、ファックス又は持参により提出すること。電話及び口頭による質問には対応しません。また、電子メール又はファックスにより質疑応答書を提出した場合は、必ず担当部局に電話連絡し、到着確認をしてください。なお、質問内容について、担当部局より質問者に対して問合せをする場合があります。

(4) 回答の確認方法

令和7年10月3日（金）までに、蒲郡市公式ホームページ上にすべての質問及び回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/>

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年10月10日（金）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を満たす者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格要件を満たすと認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格要件を満たさないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格要件を満たさないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時まで。ただし、持参の場合は、提出期限までの市役所開庁日で、午前9時から午後5時までに限る。

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

電子メール、ファックス又は持参により提出すること。電話及び口頭による申出には対応しません。電子メール又はファックスにより提出した場合は、必ず担当部局に電話連絡し、到着確認をしてください。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年10月24日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書の作成要領

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案書作成上の注意事項

「蒲郡市公立学校ICT支援員配置業務に関する業務提案書等の作成要領」に記載のとおり

2 提出方法等

(1) 提出期限

令和7年10月30日（木）午後5時必着

(2) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

詳細は「蒲郡市公立学校ICT支援員配置業務に関する業務提案書等の作成要領」に記載のとおり

3 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

- (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

4 提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和7年10月10日（金）から令和7年10月17日（金）午後5時まで

(3) 質問方法

質疑応答書（様式2）を電子メール、ファックス又は持参により提出すること。電話及び口頭による質問には対応しません。また、電子メール又はファックスにより質疑応答書を提出した場合は、必ず担当部局に電話連絡し、到着確認をしてください。なお、質問内容について、担当部局より質問者に対して問合せをする場合があります。

(4) 回答

令和7年10月22日（水）までに、蒲郡市公式ホームページ上にすべての質問及び回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/>

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定委員に対し、当該選定に係る接触の事実が認められた場合
- 6 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市公立学校ICT支援員配置業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、提案者が3者以上の場合は、提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。なお、プレゼンテーションで使用する機器のうち、大型モニターは担当部局で準備するが、その他の機器については、参加事業者において用意するものとする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて5名までとする。

エ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和7年11月5日（水） 蒲郡市役所 新館6階 601会議室

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、蒲郡市公立学校ICT支援員配置業務 受託候補事業者評価基準（別紙）で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 業務実施方針

(2) 業務提案

(3) 価格

4 受託候補者の特定方法

選定委員会において、3の審査項目及び評価基準を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2人以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補者を特定する。

なお、過半数の委員に評価点が60点未満と評価された事業者は、順位にかかわらず受託候補者として選定しない。

5 審査結果の通知

(1) 提案者に対し、令和7年11月10日（月）に次に掲げる事項を記載した通知書を送付する。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和7年11月17日（月）午後5時まで。ただし、持参の場合は、提出期限までの市役所開庁日で、午前9時から午後5時までに限る。

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

電子メール、ファックス又は持参により提出すること。電話及び口頭による申出には対応しません。電子メール又はファックスにより提出した場合は、必ず担当部局に電話連絡し、到着確認をしてください。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年11月25日（火）までに

説明を求めた者に対し理由説明書を送付する。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務内容及び業務期間
- (3) 受託者の名称及び所在地

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との契約の協議が整わない場合には、次順位の者を受託候補者として契約の協議を行う。ただし、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次順位の者との協議は行わない。次順位後の者も同様とする。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

毎月払いとする。

契約金額の総額を36ヶ月で均等に支払います。均等計算によって円未満の端数が生じる場合は、税抜き契約金額を36で除し、1,000円未満の金額を除いた金額に消費税率をかけた金額を1回目から35回まで支払うものとし、第36回目に契約金額と既払い額との差額を支払うものとします。

第10 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
参加表明に関する質問書の提出期限	令和7年10月1日（水）午後5時

参加表明書の提出	令和7年10月9日（木）午後5時
参加資格要件確認結果通知 及び提案書提出要請	令和7年10月10日（金）
提案書等の作成に伴う質問 書の提出期限	令和7年10月17日（金）午後5時
提案書の提出	令和7年10月30日（木）午後5時
プレゼンテーション等	令和7年11月5日（水）
提案書審査結果の通知	令和7年11月10日（月）（予定）
契約締結	令和7年11月19日（水）（予定）
業務開始日	令和7年12月1日（月）